

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等の継続及び都市・地域再生等占用方針の一部変更について

国土交通省
中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、平成26年11月28日付けで指定等を行った、都市・地域再生等利用区域及び都市・地域再生等占用主体の指定等を継続するとともに、都市・地域再生等占用方針の一部を変更し、下記のとおりとする。

平成29年3月22日

記

第1 都市・地域再生等利用区域

太田川水系元安川左岸で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

かき船

- ・船舶係留施設（準則第二十二第3項第五号に該当）
- ・船上食事施設（準則第二十二第3項第八号に該当）
- ・その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（準則第二十二第3項第十一号に該当）

2. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設の許可方針

- ・船舶の所有者が都市・地域再生等占用主体となり、船舶係留施設に係留して営業活動を行うこと。
- ・船底部分は、死水域内に納めること。
- ・河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- ・適宜、経営状況等の確認を行うため、占用の許可を受けた都市・地域再生等占用主体は、毎事業年度の経過後3箇月以内に、当該事業年度の決算書及び次年度の収支計画書等を中国地方整備局長に報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

準則第二十二第4項第二号に掲げるもの

河川敷地占用許可準則《抜粋》

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であつて、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

(別図)

都市・地域再生等利用区域図

